

公布された規則のあらまし

佐賀県工鉋業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則（規則第2号）

- 1 工鉋業上の試験に係る項目を改めることとした。（第2条関係）
- 2 この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用することとした。